

令和8年度 監査実施方針及び監査年間計画

1 監査実施方針

令和8年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

(1) 国の動向

① 地方財政並びに行財政改革等に係る動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針2025」の中で、当面の経済財政運営では、我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていくとしており、令和8年度予算に向けた考え方では、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指すとしている。

また、持続可能な地方行財政基盤の強化については、急速な人口減少や東京一極集中により、地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在が深刻化している。このため、市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用を推進し、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含めた議論を促進する。また、税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組む。さらに、計画策定の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直しなど事務の簡素化・効率化を進めるとともに、自治体DXについて、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」、基幹業務システムの統一・標準化などを一体的に取り組むとしている。

「令和8年度地方財政計画のポイント」（令和7年12月26日総務省自治財政局）によると、一般財源総額の確保について、当分の間税率（軽油引取税等）、環境性能割（自動車税等）廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額補填としている。また、地方財政の健全化では、引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとしている。

一方、最近の中東情勢の悪化は、原油価格や物価への影響を通じて地方財政や行政運営にも影響を及ぼすことが懸念されており、今後の動向についても注視する必要がある。

(2) 本市の状況

① 財政等の状況

令和6年度一般会計の決算額は、前年度決算と比較し、歳入が2億9,833万円増の202億3,659万円、歳出が4億961万円増の190億4,570万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は6億1,056万円の黒字となっている。また、財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標においては、いずれも早期健全化基準を下回っていることから、現在

の状況としては健全な財政運営を維持することができている。一方で、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、扶助費や補助費等の増加に伴う経常的経費の上昇により昨年度に引き続き 90%を超え 90.7%となった。今後も大規模事業の実施に伴う地方債元利償還金の増加などで更なる比率の悪化が想定されることから、行財政改革を推進し財政硬直化を解消することが財政健全化に向けた重要な課題となっている。

こうした中、令和 8 年度予算編成方針の当初予算の見通しでは、歳入一般財源については、市税において税制改正等の影響、米価水準や企業収益の動向、金価格の上昇等を考慮し増額と見込んでいる。地方交付税については若干の減を見込んでいるが、これらに地方譲与税や各種交付金等を加え、歳入一般財源の総額では増額を見込んでいる。歳出一般財源に関しては、継続事業である新庁舎建設及びふれあいセンター改修、旧大口南中学校解体工事などの大規模事業の実施や、物価・資材高騰等への対応も引き続き求められており、臨時経費への充当財源として財政調整基金等を活用せざるを得ない状況で、例年同様の厳しい予算編成となることを見込まれている。

また、令和 8 年度は「第 2 次伊佐市総合振興計画」の 4 年目に当たり、基本構想に掲げた基本理念及びまちづくりの将来像の実現に向け、取組を加速させ市民生活に定着させていくとともに、職員一人ひとりが現場の状況を把握したうえで、知恵を絞り、効果的な施策を積極的に構築する（ビルド）ことが重要となってくる。一方、新庁舎建設や各種物価高騰の影響により、昨年度に引き続き大きい予算規模が予想されることや、公債費や公共施設の維持管理費用の増加が見込まれることなどから、歳出全般にわたり、最も効果的な事業（手段）となるよう、事業の優先順位を検討するとともに、必要性、効果が低下した事業については、固定観念から離れて廃止を含め積極的な見直し（スクラップ）を行うことが重要である。加えて、公共施設の将来像を見据えた施設管理を計画的に進めることも必要であるとしている。

② 内部統制の状況

内部統制体制の整備については、本市では現在のところ、方針の策定は義務づけられていないが、各課等の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理、一般行政事務の執行状況を見ると、課長等が財務事務執行等を総括することとされており、執行伺いや支出負担行為書、起案書などを決裁する行為により内部統制されていると考える。

一方、各課等には庶務担当者が配置され、年度当初に会計課・財政課による庶務担当者研修会が開催され、会計事務、財務事務、契約事務等の研修が行われている。また、令和 8 年度から導入される財務会計電子決裁については導入前に説明会が開催され、課長等も含めマニュアル等の周知がなされている。これらの研修を受け事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在すると思われる。

監査委員及び補佐する事務局は、これらのルールに即して業務が行われているか情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検証することが必要であると考えられる。

◎内部統制体制とは・・・

* 地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制。

* 平成 29 年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられたが、その他の市町村は努力義務とされている。

* 内部統制に関する方針を策定し内部統制体制を整備し運用した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を受け、議会に提出せねばならない。

③ 施政方針

令和 8 年度の施政方針では、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って 6 つの基本目標を掲げている。1 点目は「笑顔で創る明るいまち」、2 点目は「安心して子育てができるまち」、3 点目は「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」、4 点目は「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」、5 点目は「活力ある産業と賑わいのあるまち」、6 点目は「安全、安心な住みよいまち」である。

これらは、監査等を実施する際の一つの着眼点となると考える。

④ 議会の動向

令和 6 年度一般会計決算の予算決算委員会の審査では、主なものとして、新庁舎建設工事及びふれあいセンター大規模改修工事に係る新庁舎建設部分の事業費についてや、公共施設総合マネジメント事業、公共交通対策事業、合併処理浄化槽の普及、むらづくり整備事業、生活保護事業の 63 条 78 条返還金などについて質疑が行われた。

また、水道事業会計決算審査では全国的な水道料金の増加と伊佐市の料金の状況について、農業集落排水会計事業決算審査では平出水地区の大型浄化槽方式への変更内容とスケジュール、国民健康保険特別会計事業決算審査では保険給付費が減となった理由、後期高齢者医療特別会計決算審査では対前年度で増加している滞納への対応、介護保険事業特別会計決算審査では居宅介護サービス、施設介護サービスの不用額が多額となっている理由などについて質疑が行われた。

(3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向や本市の状況等を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

① 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、効果的な監査等を効率的に実施することを基本にその方向性を次のとおり定める。

- ア 内部統制の整備・運用状況に対する監視の役割を意識しつつ、監査等を実施する。
- イ 監査等は、合規性、有効性、効率性、経済性、正確性等の観点から、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導を意識して実施する。
- ウ 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しやチェック体制の改善などを求める。
- エ 伊佐市監査基準に基づき監査等を実施した結果、導き出される指摘、意見及び勧告等の監査報告等で是正や改善等を求めた事項は、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。
- オ 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民にわかりやすく情報提供を行う。

② 重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点項目を定める。

- ア 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案で、金銭的影響度の高いものや公務への信頼性等の質的影響度が高いもの。
- イ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部に委託された事業及び情報システム等の導入により事務手続が大きく変更となった事業。
- ウ 本市の過去の監査等で問題となった事案や他の公共団体で問題となった事案、マスメディアで報道されるなど市民の関心が高い事案。
- エ 監査報告等において是正や改善等を求めた事項で、措置が講じられないで放置されている事案。
- オ 各種契約や補助金支出の財務事務に関し、根拠法令等に即した事務が遂行されているかを主眼とし、併せて職員の習熟度にも着目する。

2 監査年間計画

令和8年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

(1) 監査等の種類及び対象

令和8年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの方針と対象は次のとおりとする。

① 定期監査

市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、議会事務局、市長部局（会計課を含む）、水道事業部局、農業集落排水事業部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、農業委員会）の各課等が実施した事務事業とし、4月から8月、9月から翌年2月に分けて監査を実施する。

4月から8月に実施する課等は前年度の事務事業を、9月から翌年2月に実施する課等は現年度の事務事業を対象とする。

② 財政援助団体等に対する監査（補助団体・指定管理者等）

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、(1)①に掲げる部局等が令和7年度に行った財政的援助等のうち、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。

なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務も対象とする。

③ 一般・特別会計歳入歳出決算審査

市長から審査に付された令和7年度一般・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

④ 公営企業会計決算審査（水道事業会計・農業集落排水事業会計）

市長から審査に付された令和7年度公営企業各会計歳入歳出決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑤ 基金運用状況審査

市長から審査に付された令和7年度の定額の資金を運用するための基金の運用状況報告書の計数が正確で、条例等で規定する運用やその目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査する。

⑥ 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑦ 例月出納検査

会計管理者並びに水道事業及び農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているか検査する。

⑧ その他の監査

上記に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求もしくは要求があった時又は監査委員が必要と認める時は、法令に基づく監査を実施する。

(2) 監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、別表「令和8年度 監査実施計画表」のとおりとする。

(3) 監査等の品質管理

① 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、伊佐市監査基準、令和8年度監査実施方針及び監査年間計画、令和8年度監査実施計画に基づき適切に実施されているかを評価し管理する。

② 手続

令和9年3月の監査委員会議において確認及び評価を行う。併せて令和9年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に確認及び評価を行うこととする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員2人が補助する。

別表

令和8年度 監査実施計画表

監査委員事務局

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期監査 (地方自治法第199条第4項)	監査委員事務局(下) 議事事務局(下)	総務課(下) 財政課(下) 企画政策課(下)	長寿介護課(下) 保健課(下) 税務課(下)	建設課(下) 都市整備課(下) 農政課(下)	林務耕地課(上)	市民課(上) 会計課(上) 地域総務課(下)	農業委員会事務局(下) 農政課(下)	幼稚園・小中学校(下) 福祉課(上)	水道課(上半期・中) 移住商工観光課(上)	都市整備課(農集・中) 環境政策課(上) 学校給食センター(上)	学校教育課(中) 文化スポーツ課(上) 教育総務課(下)	社会教育課(図書館含む) 教育総務課(下)	こども課(上)
	前年度分の実績を対象					現年度前々月までの実績を対象							
財政援助団体等に対する監査 (地方自治法第199条第7項)						補助団体・指定管理者 (8月下)							
例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項)	毎月20～25日 (伊佐市監査委員条例第6条第1項の規定による)												
決算審査 (地方自治法第233条第2項) (地方自治法第241条第5項) (財政健全化法第3条、第22条) (公企法第30条第2項)	水道事業会計・集落排水事業会計 決算 (6月上)		一般会計・特別会計 基金の運用状況 財政健全化判断比率 資金不足比率 (7月中)										
監査委員会議												監査委員会議	
【一部事務組合】 ・伊佐北始良火葬場管理組合 ・伊佐湧水消防組合 ・伊佐湧水環境管理組合				決算審査 出納検査 (未来館のみ) (7月上)				決算審査 出納検査 (未来館除く) (10月上)					定期監査 出納検査 (全組合) (2月中)

※ (上)、(中)、(下) は上旬、中旬、下旬を表す。